



ICOMOS Japan  
c/o Japan Cultural Heritage Consultancy  
2-5-5-13F Hitotsubashi, Chiyoda-ku, Tokyo, 101-0003, Japan.  
Tel&Fax: +81-3-3261-5303  
E-mail: jpicomos@japan-icomos.org

令和5年5月16日

東京都知事 小池 百合子様  
東京都環境影響評価審議会会長 柳 憲一郎様

(一社) 日本イコモス国内委員会委員長 岡田 保良  
(一社) 日本イコモス文化的景観国内学術委員会主査

石川 幹子

住所： 東京都千代田区一ツ橋 2-2-5

岩波書店一ツ橋ビル 13F

(株)文化財保存計画協会 気付

法人名：(一社) 日本イコモス国内委員会

連絡先：Tel/Fax 03-3261-5303

Email jpicomos@japan-icomos.org

### <緊急要請>

「神宮外苑地区市街地再開発事業環境影響評価書」に関し、東京都環境影響評価審議会令和5年第1回総会において、事業者（代表：三井不動産株式会社）が説明された内容は、下記のとおり『自然環境アセスメント技術マニュアル』（自然環境研究センター）に記載された科学的方法論を遵守しておられず、数多くの誤りと虚偽の内容を、事業者自らが立証されたものとなりました。

東京都環境影響評価書としては、著しくレベルの低いものであり、世界に誇る「環境都市・東京」の実現に向けて、再審を要請いたします。

また、条例第七十四条の二に基づき、東京都環境影響評価審議会において、日本イコモス国内委員会の説明を聴き、資料の提出を行う機会を設けていただきたく、再度、要請いたします。

資料1：「神宮外苑地区市街地再開発事業環境影響評価書」に関する

日本イコモスの指摘に対する事業者回答の検証（その1）

一生物・生態系の現況調査における科学的調査手法の誤りと虚偽の報告について一

資料2：明治神宮外苑現存植生図



ICOMOS Japan  
c/o Japan Cultural Heritage Consultancy  
2-5-5-13F Hitotsubashi, Chiyoda-ku, Tokyo, 101-0003, Japan.  
Tel&Fax: +81-3-3261-5303  
E-mail: jpicomos@japan-icomos.org

## 記

令和5年度「東京都環境影響評価審議会」第1回総会（4月27日開催）において、神宮外苑地区市街地再開発事業環境影響評価書に関し、事業者による説明が行われました。

日本イコモス国内委員会は、この間、環境影響評価書に「数多くの誤りと虚偽の報告」があることから、詳細な内容を提示し、事業者に回答をもとめ、東京都環境影響評価条例第七十四条の二に基づき、環境影響評価審議会において、日本イコモス国内委員会の説明を聴き、資料の提出を行う機会を設けていただきたく、お願いしてきたところです。

（参照：[ICOMOS Japan](https://www.jpicomos.org/)）

日本イコモス国内委員会は、第1回総会における事業者の報告に関し、事業者が準拠したと公表しておられる資料のうち、最も詳細に学術的調査手法が記載されている『自然環境アセスメント技術マニュアル』（自然環境研究センター）の手順に従い、内容の精査を行いました。

この結果、「生物・生態系の現況調査における科学的調査手法」に数多くの誤りと虚偽があることが、改めて明らかとなりました。

1. 不十分な概況調査
2. 植物社会学の学術的手法を踏まえない、非科学的データの提出
  - ①調査区の設定、箇所数の誤り
  - ②森林群落区分の誤り
  - ③植生調査表、及び植生断面図の誤り
3. 自然環境アセスメントにおける、現況把握の基本となる「**現存植生図**」が、植物社会学を踏まえない、不適切で、粗雑なものであること。
4. 信頼性の希薄な粗悪なデータの集積に伴う、植生の回復に向けたミティゲーションのプロセスの不在。

以上について、「事業者回答の検証」（資料1）で明らかにいたしました。  
ここでは、その要点を簡潔に記します。



## 1. 不十分な概況調査

事業者が準拠したと申し出られた『自然環境アセスメント技術マニュアル』には、「詳細な群落調査を実施する前に周到な概況調査を行うことが重要」と、記載されています。理由は、以下の通りです。

「粗悪なデータの集積は誤った群落分類を招き、調査対象範囲の植生の本質を大きく見誤る可能性をもたらすため、十分注意を要する。」(引用：技術マニュアル、187~189頁)

今回の市街地再開発事業に伴い、大きな影響を受ける、絵画館前の芝生広場の樹林地や周辺地区の自然環境に関しては、事業の対象外であること、及び新国立競技場の資料になかったという説明だけで、資料の収集と解析に基づくデータの提示は行われていません。また、創建以来の歴史的記録は、明治神宮が所有しておられるはずですが、ヒアリングの記録はなく、樹木や樹林の歴史的変遷の証左となる写真等も、記録されておりました。

本市街地再開発事業は、対象外とされている芝生広場における大量の樹木伐採・移植が、前提として計画されております。この厳然たる事実を無視し、対応が全くないまま、評価書を作成しておられることを、科学的に正しい方法と判断することは困難です。結果として、生態系の構造と環境への影響の予測と評価に必須となる情報が、欠落しているという「粗雑なデータ」に基づく評価書となっています。

神宮外苑の1世紀を経た森の群落構造を理解するには、同時期に練兵場から創り出された神宮内苑の森の変遷を理解することが基本となります。内苑については、植物社会学的調査が行われており、日本を代表する優れた調査報告書が刊行されており、1世紀の軌跡が詳細に記載されています。

- ・宮脇昭他(1980)：『植物社会学に基づく神宮内苑植生調査』
- ・編集 鎮座百年記念第二次明治神宮境内総合調査委員会 (2013)：  
『鎮座百年記念第二次明治神宮境内総合調査報告書』、発行 明治神宮社務所
- ・『鎮座百年記念第二次明治神宮境内総合調査報告書第2報 (2021)』  
発行 明治神宮社務所

これらの文献に、一斉、言及されておられないことは、『自然環境アセスメント技術マニュアル』における、重要な「はじめの一步」を遵守しておられないと判断されます。



## 2. 植物社会学の学術的手法を踏まえない、非科学的データの提出

### ①調査区の設定、箇所数の誤り

『自然環境アセスメント技術マニュアル』には、「相観・種組成と自然的立地条件・人為的影響との対応関係について仮説をたてながら、具体の調査区を設定する地点の選定」を行うと記載されています。

事業者は、「並木東側の植生は均一」と判断され（仮説に相当）、1カ所の調査で十分と判断されていますが、科学的調査は、この仮説を検証するために複数の調査区を設定して「仮説を立証する」ことを行います。この科学的調査の前提が実施されていないことが、本評価書が非科学的手法にもとづくものであるという証左となっております。

この顕著な弊害が、「建国記念文庫の森は、本来は一つの群落である」と断定してすすめておられることです。「事業者への回答書」9～12頁に詳述いたしましたが、建国記念文庫の森は、実際には4つの異なる森林群落から構成されております。調査者の思い込みと独断による「仮説」が検証されないまま、評価書全体の信頼性を著しく損なう結果となっております。

なお、調査区の設定に関する誤りは、植物社会学的調査の基本中の基本であり、記載することも、はばかれることですが、事業者に理解をしていただくために、回答書の7～8頁に明治神宮内苑の植生調査の付表を引用し、説明を行いました。森林群落の植生調査は、マニュアルにも記載されているように、当該樹林地の高木層の高さよりも、やや高い寸法を基本的に一辺として設定することとされています。内苑調査では、この原則にしたがい、50以上行われた調査区は、ほぼ、25X25～30mとなっております。

本評価書で実施されたような、10X60mは、武蔵野台地では樹高が60m近い高木は存在しませんので、荒唐無稽な調査区の設定となっております。したがって、データの信頼性は皆無です。

### ②群落区分の誤り

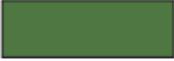
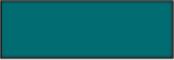
森林群落の区分は、基本中の基本となりますが、誤っております。回答書の12～16頁に詳述いたしました。生態学の不十分な知識にもとづく誤りであり、基本から改められますことを要望いたします。

日本イコモス国内委員会は、環境省が発行しておられる植生区分、及び、内苑の群落調査、東京都や地元の区の現況調査を踏まえて、当該区域における自然環境の区分を、以下に示す22種類とし、「現存植生図」を作成しました。事業者が提出されている5区分は、粗雑で、科学的根拠の希薄な分類と判断されます。



## ICOMOS Japan

c/o Japan Cultural Heritage Consultancy  
2-5-5-13F Hitotsubashi, Chiyoda-ku, Tokyo, 101-0003, Japan.  
Tel&Fax: +81-3-3261-5303  
E-mail: jpicomos@japan-icomos.org

	1 常緑広葉樹林(クスノキ)		12 落葉広葉樹林 (ヒトツバタゴ)
	2 常緑広葉樹林(スダジイ)		13 落葉広葉樹(トウカエデ)
	3 常緑広葉樹林(マテバシイ)		14 落葉広葉樹(エノキ)
	4 常緑広葉樹林(ヤマモモ)		15 落葉広葉樹(ユリノキ)
	5 常緑針葉樹林(シロマツ)		16 人工地盤上の樹林地
	6 常緑針葉樹林 (ヒマラヤシーダー)		17 常緑広葉樹・低木林 (サツキ)
	7 落葉針葉樹林(イチヨウ)		18 常緑針葉樹・低木林 (ビャクシン)
	8 常緑落葉広葉樹混交林 (ケヤキ・スダジイ)		19 芝生・草地 (路傍雑草群落を含む)
	9 常緑落葉針葉樹混交林		20 常緑広葉樹(高垣)
	10 落葉広葉樹林(ケヤキ)		21 開放水域(池・流れ)
	11 落葉広葉樹林(サクラ)		22 土(グラウンド)

表：神宮外苑における群落区分表（日本イコモス国内委員会、2023年作成）

### ③植生調査表、及び植生断面図の誤り

植生調査表の誤りおよび植生断面図の誤りについては、この間、指摘してまいりましたが、事業者は、一向に回答しておられません。回答書 18～20 頁に再掲いたしました。ミティゲーションに向けた基本となるデータですので、事業者におかれましては、速やかに誤りを検証されるべきです。

### 3. 自然環境アセスメントにおける、現況把握の基本となる「現存植生図」が、植物社会学を踏まえない、不適切で、粗雑なものであること。

事業者におかれましては、「図 8. 6-4 の緑地の分布状況」が「現存植生図」であるとの、苦しい答弁を行われました。「緑地の分布状況」は、文字通り分布を示しただけのものであり「現存植生図」ではありません。おそらく、「現存植生図」の作成方法



を御存知ないものと思われます。

このため、外苑の100年に繋がる重要事項ですので、日本イコモス国内委員会は、内苑調査等を踏まえ、「明治神宮外苑現存植生図」の作成を行いました。学術調査であり、審議会で御披露し、説明をする機会を賜ることができれば幸甚です。(別添:参照)

#### 4. 信頼性の希薄な粗悪なデータの集積に伴う、植生の回復に向けた ミティゲーションのプロセスの不在。

環境影響評価は、正確な現況把握を踏まえて、影響を受けた自然環境を回復するためにミティゲーション(代替資源の供給)を行うプロセスを提示することが重要な使命となります。ミティゲーションは、一般に、

- ①回避 (Avoid)、②最小化 (Minimize)、③修正 (Rectify)、④通減 (Reduce)、⑤代償 (Compensation) 等から構成されています。

これを実施するためには、緻密な「現存植生図」が必須となります。

「現存植生図」の重要性を、事業者は、全く認識されていませんので、以下、建国記念文庫の森を事例として、御説明いたします。

次の図面は、事業者が提示された建国記念文庫の森の「現存植生図」(図1)と、日本イコモス国内委員会が作成した「現存植生図」(図2)を対比させたものです。



図1 環境影響評価書における現存植生図  
(図8.6-4)より抜粋。  
(全域が落葉広葉樹林に分類されている)



図2 現存植生図  
日本イコモス作成  
凡例は、4頁参照



## ICOMOS Japan

c/o Japan Cultural Heritage Consultancy  
2-5-5-13F Hitotsubashi, Chiyoda-ku, Tokyo, 101-0003, Japan.  
Tel&Fax: +81-3-3261-5303  
E-mail: jpicomos@japan-icomos.org

建国記念文庫の森は、事業者が繰り返し主張しておられる「均一な森」ではなく、4つの異なる群落から構成されており、しかも、秩父宮ラグビー場の建設により、環境への影響は、全く異なってきます。

①芝生広場に近い、開放的な落葉広葉樹林：ヒトツバタゴ樹林地

ヒトツバタゴ樹林地は、南側の森は壊滅いたしますが、新しい計画に、代償となる群落は記載されておりません。北側の森は、ラグビー場の建設に伴う日照条件の変化と風害により、持続可能か否かについては検証が必要となります。

②ケヤキ樹林地（建国記念文庫周辺広場）

建国記念文庫は移転先などは、不明であり、ケヤキの高木林は、秩父宮ラグビー場の建設により、樹冠の空間を確保することができず、再考が必要です。

③外苑全体の樹林地構造を支える骨格的な樹林地

常緑・落葉混交林は、北側と南側では、全く異なった展開となります。ミティゲーションとして、中央広場での代償となる森が計画されていますが、その内容については、すでに不適切な森の形成であることを1本1本の植栽計画検証し、指摘してありますが、現時点での御回答はありません。前提となる群落調査表及び群落構造の間違ひについては、速やかな御回答が必要です。

④戦後植栽された憩いの空間としての外周のヤエザクラ樹林地

ヤエザクラ樹林地については、代償措置が講じられていないため、破壊されることとなります。

以上から、正確な「現存植生図」がなければ、環境の影響に伴うミティゲーションの方途を描いていくことができないことを、一例として、明らかにいたしました。

このように、「神宮外苑地区市街地再開発事業環境影響評価書」は、基礎となる自然環境の調査・分析において、技術マニュアルに準拠しない、非科学的調査が行なわれていることが判明いたしました。

審議会における再審を要請いたします。

以上